

平成 21 年 9 月 5 日

日技代議員 各位

関東地区歯科技工士会連合会
会 長 西澤 隆廣

海外委託問題及び若年層歯科技工士空洞化問題への指針(建議)送付の件

拝啓 涼月の候、ますますご清栄のことお慶び申し上げます。

先般、関東地区歯科技工士会連合会の会議におきまして表記の通り、「海外委託問題及び若年層歯科技工士空洞化問題」に関しまして論議を重ねました。

結果、添付の書面の通り日本歯科技工士会第 90 回代議員会に建議することと決しましたので、ここにお知らせ致します。

つきましてはご賛同を賜りたく、ご高配のほど宜しくお願い申し上げます。

まずは書中をもってお願いまで申し述べます。

敬具

添付書類 建議書写し 二頁

以上

用語解説

トレーサビリティ (t r a c e a b i l i t y)

〈 I S O 9000 (J I S 9000 Q) の用語の定義〉

考慮の対象となっているものの履歴、適用又は所在を追跡できること

歯科技工物で言えば、設計、作成方法、使用材料、使用材料の安全性に関する情報、

国内外での使用実績、作成した場所 (国)、歯科技工所、作成者等々 . . .

平成 21 年 9 月 12 日

社団法人日本歯科技工士会
代議員会 議長 殿

関東地区歯科技工士会連合会
会 長 西澤 隆廣

発議者	西澤 隆廣	金井 孝行
	斎須 照久	鈴木 一央
	保延 善宗	伊集院正俊
	岩井 良一	竹内 清郎

海外委託問題及び若年層歯科技工士空洞化問題への指針(建議)

歯科医療の向上と普及を目指し、歯科技工(士)法が制定されてから 50 有余年。その間、諸外国の歯科技工技術の発展、物流の進歩、経済構造の変化等々、様変わりとも言える諸条件の変化に制度疲労を起こしているとも言える法制度。そのような条件下、日本歯科技工士会の「海外委託問題及び若年層歯科技工士空洞化問題」に対する対応について論議した結果、日本歯科技工士会議事規則第 2 章第 10 条の規定により以下の通り建議します。

1. トレーサビリティの注意喚起・周知徹底指針と確認
2. 関係医療団体、行政、消費者団体、有識者等との検討機関の設置

はじめに

光の当たらない暗闇は、実態とは裏腹に恐怖心を想起させることがあります。

一般的に、海外委託問題も現実にどのくらい輸入されているかと言う議論とは別に、どこまでも広がるのではないかと言う恐怖心を抑えることの重要性が軽んじられています。まして、技術が習熟していない若年層歯科技工士にとってこの問題はことさら重大です。

貴会が平成 20 年 10 月付けで出された『声明』(必要な歯科関係法令整備を)と平成 20 年 11 月付けで出された『要望』(法令における「委託」の明示)では暗闇に光を与える効果は期待できません。

『声明』(必要な歯科関係法令整備を)と『要望』(法令における「委託」の明示)についての重要な要件の補強が必要と思われますので、次の事項に関して早急に改善、措置されることを求めます。

1. トレーサビリティーの注意喚起・周知徹底指針と確認

「平成 17 年 9 月 8 日付けの『国外で作成された補てつ物等の取り扱いについて』（医政歯発第 0908001 号）厚生労働省医政局歯科保健課長通知は、資格者による供給を原則とするも、例外的な取り扱いについて、各都道府県衛生主管部（局）長宛に歯科医師への注意喚起と周知徹底を求めた通達である。」と『声明』の中で述べていますが、厚生労働省から注意喚起と周知徹底を求めただけで、具体的行動への指針が示されていません。

そのため、通知を出しただけで実際にはトレーサビリティーが行われているかどうかの確認もなされていないのが実状です。この指針と確認がなされて初めて、通達を出している効果があり、次のステップへ進むことが出来ると考えるのが道理です。

例えば、厚生労働省の 7 項目通達の書式を示し、そこに患者本人の同意の署名を記し、都道府県庁等に提出の義務を負わせるなどの施策を講じるべきであります。

2. 関係医療団体、行政、消費者団体、有識者等との検討機関の設置

「委託受託間の適正で良好なチーム医療の確立によって良質な国民歯科医療の確保に資するために、医療法における『歯科技工委託の法的な明示』を要望する。」と『要望』の中で述べていますが、医療法改正にいたる工程表が示されておらず、その成立には疑問を持たざるを得ません。

具体的にどの様な手法と工程をもって医療法改正にまで漕ぎ着けるのか、明確で具体的な説明が必要です。

最も実現可能な法律整備の手法としては、特別立法の制定により「歯科技工委託の法的な明示」を定める方法が良いとの意見もあります。

いずれにせよ、医療法の改正、特別立法の制定、さらにトレーサビリティーの徹底にしても関係医療団体、行政、消費者団体、有識者等との協議、検討機関の設置は不可避かと思われれます。

そのような見地からも、先般の「歯科技工海外委託訴訟」における進行協議の和解条件への参入拒否の姿勢には失望を禁じえません。国側は「訴訟とは別に関係団体から要請があれば応じる」としており、速やかに検討機関の設置を講じるべきであります。

また、歯科技工海外委託訴訟問題において、私達は原告団の活動を高く評価し、裁判の過程で、改めて顕在化された歯科技工士の法的環境未整備問題を、若年層歯科技工士空洞化問題と包含しつつ是正して行かねばならないと考えます。

3. 歯科技工界の近未来・若年層歯科技工士に光を

上記の 2 項目について、具体的にその実現性に希望が持てる形態を取り、今すぐ実践することにより、歯科業界、国民歯科医療に光が当たり、好転の兆しが生まれ、若年層歯科技工士に活力が戻り、さらなる発展への足がかりとなると信じるものであります。

以上